

〈史料紹介〉

## 「阿武郡大井浦三井文右衛門所持御判物写」について

和田 秀 作

山口県文書館架蔵の毛利家文庫中に「諸臣」という分類の文書群がある。この中には、中世に遡る系譜を持つものの、近世に武士身分を離れた家に伝来した文書の写が含まれている。その大部分は『萩藩閥閥録』（以下、『閥閥録』と略記）、『譜録』や『防長風土注進案』に収録されているが、それらと重複しないものも存在する<sup>①</sup>。今回紹介する「阿武郡大井浦三井文右衛門所持御判物写」<sup>②</sup>も、そのような性格を持つ一冊の古文書集である。

書写には、一部誤読や誤写があるが、花押を模写し、料紙の形態を注記するなど、原文書の持つ情報を伝えようとした比較的良質な写である。

原表題によれば、この古文書集は阿武郡当島宰判黒川大井の百姓が所持していた御判物を大井村庄屋の長嶺正兵衛が調進したものである。

具体的には、①大井村庄屋長嶺正兵衛所持分（三通）  
②黒川村先庄屋森田猪右衛門所持分（五通）  
③大井浦人三井文右衛門所持分（十通）の計十八通の文書写からなる。

以下、内容について、筆者の関心に沿って若干説明を加えておきたい。

① 大井村庄屋長嶺正兵衛所持分

吉見氏の譜代家臣で、近世に長門国阿武郡大井村（現、

萩市大井)の庄屋を務めた長嶺家に伝来した天文二十年(二五五二)から天正六年(二五七八)までの三通の写である。この内の二通(一、二号文書)は『関閩録』巻一六一当島裁判(長嶺庄兵衛)にも収録されている。発給者は、すべて中世の西石見の有力国人領主で、津和野を本拠とした吉見氏の関係者である。

一号文書は、天文二十年(二五五二)十月五日に吉見氏領内の下領野戸路山(現、津和野町)で吉見氏と益田氏の戦闘があったことを伝える史料である。約一ヶ月前には、周防において陶隆房(晴賢)を中心とする大内氏の有力家臣が主君大内義隆を追放・殺害している。陶氏と重縁でこの政変にも一役買った益田氏が、その機に乗じて、宿敵であり、大内義隆の姉婿でもある吉見氏を攻撃したものと思われる。

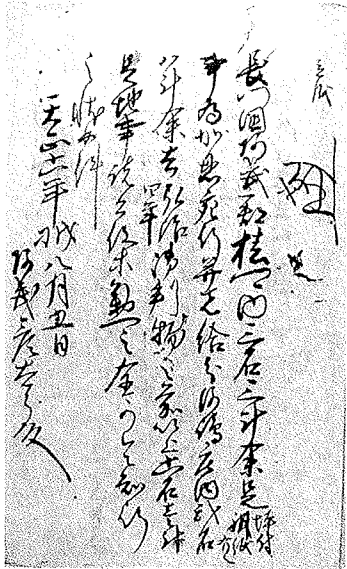
二号文書の発給者である頼長は、吉見氏の系図類には名前が見えないが、吉見氏の親族と考えられる。<sup>1)</sup>

三号文書は、日置庄(現、長門市)を吉見氏が所有し

山八幡宮の神官を務めていた家である。吉見氏が大内氏滅亡の過程で阿武郡を実効支配し、後に毛利氏からその領有を認められたことにより、吉見氏の傘下に入ったものと考えられる。<sup>10)</sup>

ここに収められた史料から阿武氏の動静を眺めてみる  
と以下のようなになる。

弘治四年(一五五八)安俣人佑は河島庄の三郎丸名内  
二石八斗余を吉見正頼から与えられ(六号文書)、天正



吉見某袖判宛行状写(5号文書)

ていたことを示すものである。吉見氏と日置庄との関わりは、少なくとも十五世紀半ばの長禄二年(二四五八)にまで遡りうる。<sup>5)</sup>

なお、吉見氏から日置庄内に土地を宛行われた美和源七と長嶺氏との関係は不明である。この文書がなぜ長嶺家に伝わったのかもわからない。<sup>6)</sup>

② 黒川村先庄屋森田猪右衛門所持分

近世に長門国阿武郡黒川村庄屋を務めた森田家に伝来した弘治四年(一五五八)から元和四年(一六一八)までの五通の写である。すべて『関閩録』巻一六二まで大津裁判(阿武新吉)にも収録されている。

発給者は、初代萩藩主毛利秀就の一通を除くと、いずれも吉見氏の関係者である。

受給者は、すべて阿武(安)氏であり、これらが本来阿武氏の伝来文書であったことがわかる。

阿武氏は、長門国阿武郡司を給わった北条時実の末裔で郡名を以て苗字としたと伝え、<sup>7)</sup> 代々阿武郡黒川の日尾

六年(一五七八)阿武彦太郎は椿郷内三石三斗余を加恩として吉見氏から宛行われた(五号文書)。降って、慶長三年(一五九八)及び慶長六年(一六〇一)には阿武助兵衛尉が、吉見広行(広長)から厚東郡内二〇石の地ほかを得ている(七・八号文書)。さらに、元和四年(一六一八)に阿武清五郎は萩藩主毛利秀就から加冠されているから(四号文書)、吉見氏の滅亡後は毛利氏に仕えたことがうかがえる。<sup>12)</sup>

なお、五号文書の発給者である袖判の主については、『関閩録』の編者永田瀬兵衛は吉見広頼に比定し、刊本の傍注もそれを踏襲している。しかし、花押影がやや稚拙なこともあり、現在確認できる吉見広頼の花押と同一のものとするには躊躇を覚える。時期的に広頼の父正頼の可能性も考えられるが、同様に花押は異なる。

当時の状況から、阿武氏に河島庄や椿郷内に給地を与えたのは吉見氏以外には想定できず、当主以外の一族の人物である可能性もある。この点については、後考をま

ちたい。

③ 大井浦人三井文右衛門所持分

中世以来、長門国阿武郡大井浦(現、萩市大井)に居住していた三井家に伝来した、天文二十四年(一五五五)から明暦元年(一六五五)までの十通の写である。

一部が「御国廻御行程記」一(萩く阿武郡下田万村)の大井浦部分の注記に収録されているが、管見の限りではすべて未翻刻の史料である。<sup>13)</sup>

発給者の内訳は、吉見氏の関係者が六通と大半を占め、大内氏家臣が二通、その他が二通である。一方、受給者は、一通を除きすべて三井氏である。

九・一一号文書は、大内氏の石見国支配の中心であった邇摩郡の要港温泉津での物資輸送に三井氏が携わっていたことを示す史料である。

これによると、三井元助は石見国温泉津において「船御用」を度々馳走したことを大内氏から賞され、天文二十四年(一五五五)には「諸浦」を通過するにあたり八

端帆の船一艘分の通行料を免除されている。ここからは、阿武郡内の諸浦を経由して石見国に至る海上ルート<sup>14)</sup>の存在が想定できる。

また、三井元助の働きを大内氏に吹挙した「禅興寺」という人物にも注目しておきたい(九号文書)。

禅興寺は、他の史料から当該期の阿武郡代と推測される人物である。<sup>15)</sup> 大内氏の郡代は、郡帳の作成・管理、下地の打渡、段銭の勘渡、郡内の検断といった基本的な職掌に加え、吹挙状の発給をも行った。<sup>15)</sup> この文書で禅興寺が三井元助の働きを大内氏に吹挙したのは、まさに阿武郡代としての立場に基づく行為と考えられる。

阿武郡代は、長門国の中でも地理的・歴史的に特異な性格を持つ阿武郡支配の要ともいえる存在である。その阿武郡代に僧侶が起用されているのは興味深い。<sup>16)</sup>

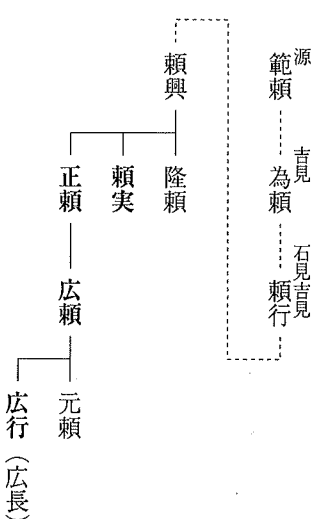
一〇・一五・一六号文書は上級権力者から三井氏に与えられた仮名や実名の関係史料である。

元龜三年(一五七二)ほかに三井氏に仮名や実名を与

えた吉見頼実(一〇・一六号文書)は、当該期の当主正頼の兄にあたる吉見氏の親族である。永禄元年(一五五八)三井元助に大井郷内の屋敷を安堵したのも吉見頼実である(二三号文書)。

これらのことから、少なくともこの時期、三井氏を直接掌握していたのは吉見氏の当主ではなく、一族重臣の頼実であったことがわかる。大井郷を吉見頼実が所有していた可能性も考えられる。

「吉見氏略系図」(太字は本史料に名前が見える人物)



ただし、慶長三年(一五九八)には吉見広行から所領を与えられているから、遅くともこの頃までには三井氏は吉見氏の直臣となったと考えられる(一八号文書)。益田就宣(一五号文書)は萩藩の永代家老益田家の当主で、当職などを歴任した萩藩の重臣である。三井氏が益田氏から仮名を与えられた理由は定かではない。

註

(1) 「都濃郡中須村百姓所持御判物写」(請求番号・毛利家文庫

二二諸臣一五三) 及び「都濃郡」須々万村百姓所持御判物写」

(請求番号・毛利家文庫二二諸臣一六一) については、既に全

文を翻刻・紹介している(拙稿「都濃郡中須村百姓所持御判物写」について)、「山口県史研究」七号、一九九九年)。

(2) 請求番号・毛利家文庫二二諸臣一五八。「吉見家史材」(請

求番号・吉田樟堂文庫六七五)にも写が収録されている。な

お、「吉見家史材」の存在については、山口県文書館の山崎一郎氏の御教示を得た。

- (3) 拙稿「陶氏のクレーターと石見国人周布氏の動向」(「山口県地方史研究」七〇号、一九九三年)。
- (4) 『関関録』の傍注は頼長の苗字を吉見とする。なお、天正六年(一五七八)当時の吉見氏の当主は広頼と考えられる。
- (5) 「日置八幡宮文書」一五号(「山口県史」史料編中世3、八三七頁)。
- (6) 三号文書の正文は、現在平生町立平生図書館蔵の安富家文書の中に含まれている(「山口県史」史料編中世2、二二二頁)。
- (7) 「阿武家譜録」、日尾山八幡宮縁起(「防長風土注進案」二〇巻、三五二―三五五頁)。なお、阿武氏と森田氏との関係、及びこの文書を森田氏が所持していた理由は不明である。
- (8) 毛利博物館蔵「毛利家旧蔵諸家文書」二〇号(「山口県史」史料編中世2、七五〇頁) ほか。
- (9) 「故増野梅枝老氏藏文書」(「津和野町史」一卷、五四四頁) ほか。
- (10) 正徳二年(一七二二)の「吉見正頼家頼侍附立」には阿武や安という苗字も散見される(「津和野町史」一卷、四九八頁)。

- しかし、これは後世の史料であるため、信憑性に問題も残る。
- (11) 吉見氏は室町時代の初期弘信のとき、厚東郡に所領を得たと伝える(「大野毛利吉見家譜」)。
- (12) 阿武氏は、吉見氏没落後はしばらく萩に居住していたが、清五郎の子の助二郎のときに大津郡深川村に移って帰農したという(『関関録』巻一六二まへ大津裁判(阿武新吉)へ補注)。
- (13) 「御国廻御行程記」一の請求番号は毛利家文庫三〇地誌五七(七の一)(複写資料八二)。なお、『萩市史』二巻、一〇四七頁などには、この史料に基づいた記述が見られる。
- (14) 禅興寺は天文末年、弘治年間と推測される史料において、「阿武郡衆」の一員と推測される波多野氏らに対して収公されていた給地を還補するよう大内氏から命じられている(国立国会図書館蔵「波多野家文書」)。下地の打渡は郡代の在職徴証の一つである。また、別の史料の包紙の上書きでは彼の肩書きには「阿武郡」と記されている(「同」)。これらを勘案すれば、禅興寺は当該期の阿武郡代であったと見なせる。なお、阿武郡衆については拙稿「阿武郡衆」とその周辺」(「山代街

道」歴史の道調査報告書四(山口県教育委員会、二〇〇二年)参照。

- (15) 佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」(「九州大名の研究」戦国大名論集七(吉川弘文館、一九八三年)。初出は『九州史学』六九号、一九八〇年) ほか。

- (16) 大内氏の郡代に僧侶が起用された例としては、文明年間に周防国熊毛郡代・玖珂郡代を長福寺が、天文初年の長門国豊西郡代を普濟寺が務めたことが知られる(「長尾家文書」一号(「山口県史」史料編中世2、一六七頁)、「住吉神社文書」一八四号(「長門国一ノ宮住吉神社史料」上、一四二頁)。また、天文初年の幽栖庵も長門国大津郡代であった可能性が高い(雪舟の郷記念館蔵「吉田家文書」(写は「防長風土注進案」一五巻、七四九頁)、「能満寺文書」(「防長風土注進案」一九巻、三五八頁)。毛利氏の統治下になると、周防国玖珂郡代には正覚寺、長門国豊東郡代には律成寺、長門国大津郡代には祐福寺がそれぞれ起用されている(松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」(「毛利氏の研究」戦国大名論集

一四、吉川弘文館、一九八四年。初出は『日本史研究』一六八号、一九七六年)。これらは、郡代制を考える上で興味深い事例といえる。なお、玖珂郡代については山口県史編さん室の中司健一氏の御教示を得た。

### 凡例

- 一 漢字の字体は、常用漢字表や人名用漢字表に則った。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や変体仮名は、適宜処理した。
- 一 校訂者の加えた註の内、校訂註には( )、説明註には( )や○を用いた。
- 一 破損、虫損などによる解読不能の文字は□で示した。

〔阿武郡大井浦三井文右衛門所持御判物写〕について(和田)

二五六

阿武郡三井文右衛門所持御判物写

天正六年正月十三日 頼長(花押影)

長嶺千四郎殿

〔原表題〕  
阿武郡当島宰判黒川

三 吉見正頼宛行状写

大井百姓所持之御判物写

長門国大津郡日置庄内拾壹石六斗足地等事、任当知行旨、

但大井村庄屋長嶺正兵衛仕出

為新給所充行也者、令全領知被抽忠掌、美和源七水領掌

不可有相違之状如件、

一 吉見正頼感状写

弘治三年五月十八日

正頼(花押影)

切紙ニシテ

当テ無シ

(石見国)

去五日吉賀郡津和野村下領野戸路山益田陣切崩之次第、

(藤兼)

神妙也、弥心懸可為干要之状如件、

右三通、只今之庄屋長嶺正兵衛所持之分

天文廿年十月六日

正頼(花押影)

長嶺源左衛門尉殿

四 毛利秀就加冠状写

横折

二 吉見カ頼長加冠状写

加冠

加冠

元和四

長次

二月三日

(毛利秀就)  
(花押影)

阿武清五郎殿

遂馳走之状如件、

弘治四年二月二日

当テ無シ

五 吉見某袖判宛行状写

立紙

(吉見某)  
(花押影)

長門国阿武郡椿郷内三石三斗余足坪付別事、紙有之、為加恩宛行、

并先給分河島庄内式石八斗余、去弘治四年御判物之前、以上

六石壹斗足地事、諸公役等勲之、全可令知行之状如件、

天正六年八月五日

阿武彦太郎殿

立紙

七 吉見広行宛行状写

持詰式拾石七斗七升余足地之事、宛遣畢、全令領知諸公

役無緩可所勲之状如件、

慶長三年三月十九日

広行(花押影)

阿武助兵衛殿

六 吉見正頼袖判宛行状写

立紙

(吉見正頼)  
(花押影)

長門国阿武郡河島庄内三郎丸名式拾式石八斗余内式石八斗余足地事、所宛行安隼人佑者也者、早全令領知向後可

立紙

八 吉見広行宛行状写

長門国厚東郡内式拾石足地之事、宛遣之条、全令領知無

緩可抽奉公之節状如件、

慶長六年十二月廿四日

広行(花押影)

阿武助兵衛尉殿

〔阿武郡大井浦三井文右衛門所持御判物写〕について(和田)

二七

以上五通、黒川村先庄屋森田猪右衛門所持之分

九 大内氏奉行人連署奉書写

式ツ折

元助事、去三月以來於所々敵懸合粉骨趣、以一通并禪興寺吹拳言上之、遂披露之、慥被智食候、神妙之由被仰出訖、殊去年去々年於温泉津船御用彼是馳走次第、御感不斜、弥於遂其節者、必可被行忠賞之由、所被仰出候也、仍執達如件、

十月廿日

(弘治二年カ)

(吉田) 興種(花押影)

(小原)

隆言(花押影)

(内藤)

隆世(花押影)

三井弥左衛門尉殿

(元助)

一〇 吉見頼実仮名書出写

式ツ折

依 所望任弥左衛門訖、

八月晦日

頼実(花押影)

三井□三殿

一一 大内氏奉行人連署状写

大井浦三井弥左衛門所持之御判物

横折

去夏以來於温泉津御用中船老艘懸置之、度々上下令馳走畢、自今以後弥可遂其節之由シ、被仰出之、然間所持船老艘八端帆勘過事御免除訖、以先奉書之旨、諸浦可相答候也、仍状如件、

天正廿四  
十一月十五日

(吉田) 興種(花押影)

(豊田) 鑑実(花押影)

大井浦 (元助)  
三井弥左衛門尉殿

一二 萩藩加判衆連署状写

横折

從当国竹木炭新明松以下他国へ出候事、井孫左御存知シ時より堅御政道被仰付、商人買候て他国へ出候儀茂、萩御家来衆為御自用被取越候儀も、前々より切手を以出申義二候、此節送りに浦々より無切手出申之由、太以不可然候、如此以前安田長右衛門事被存儀候間、彼方切手并我ら判形無之候て出申候ハ、御法度二被 仰付旨、此段御所務代衆へ申渡候間、彼方よりも可被申渡候、恐々謹言、

正月三日

(三浦元澄)  
三内左(花押影)  
(笠井元重カ)  
笠孫兵(花押影)

大井御代官衆

何々中不見

○この文書は、慶長十八年〜元和元年のものと思われる。

一三 吉見頼実安堵状写

横折

大井郷江六名之内屋敷怠段大事、任証文旨、進退不可有相違候、於有限公役等者堅固遂其節之、可相拘の肝要候者也、

永祿元  
九月朔日

右衛門大夫  
頼実(花押影)

(元助)  
三井弥左衛門尉殿

一四 吉見氏家臣連署状写

横折

其方事、今度令辛勞候間、大井郷先居屋鋪并同郷大弘寺領之内五石足、被宛行候、以此旨弥馳走かん要二候、水夫等無分散候様、下知專一候者也、

天正廿年  
五月廿日

吉五兵  
頼濟(花押影)  
有三郎兵  
頼介(花押影)

(実助)  
三井弥左衛門尉殿

一五 益田就宣假名書出写

横折

任 孫左衛門尉

明暦元

九月十日 就宣(花押影)

三井弥左衛門尉殿

坪付并浦居屋敷卷ヶ所

いノ子かさハ

一 五段小

作人兵衛三郎

弓さいく

一 弐段

米壹石

作人孫右衛門

一 菊ツクリ

一 壹反小

米八斗

以上五石定

右地者、差出之前任御判物之辻、宛行候、出入之儀者追

而相糺候、仍状如件、

十月廿九日

五郎兵衛

頼濟(朱印影)

伊豆守

頼富(花押影)

一六 吉見頼実加冠状写  
横折  
加冠

実助

元龜三年

正月十一日

頼実(花押影)

三井弥左衛門尉殿

三井弥左衛門殿

(実助)

一七 吉見氏家臣連署状写

立紙

(長門国阿武郡)

大井大光寺領内

一八 吉見広行袖判吉山近江守奉書写

横折

(吉見広行)

(花押影)

持詰五石足地之事、被宛遣之畢、永相拘之、諸公役無緩  
遂其節可抽忠儀之由、被仰出候也、

慶長三

三月廿四日

吉山

近江守奉

大井船頭(実助)

三井弥左衛門尉殿

右十通、大井浦人三井文右衛門所持仕候事